

「奈良市文化振興補助金」 募集要項（案）

募集期間

平成 29 年 7 月 3 日（月）～7 月 31 日（月）

☆本募集は、平成 30 年度予算成立後、速やかに補助金の交付を行うため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助事業者の採択や予算の執行は、平成 30 年度予算の成立が前提であり、今後内容が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

奈良市文化振興補助金募集要項

【補助金交付の趣旨】

奈良市では、豊かな市民文化の振興、普及のため、市民のみなさまが自発的に実施される文化活動に対して、幅広く積極的に資金援助を行い、応援してまいります。

補助があれば、活動計画が実現できる方、さらに事業を充実したい方は、どうぞご応募ください。

【補助内容】

○補助対象団体

次に掲げる要件を全て満たす文化団体等とします。

- (1) 奈良市内を主たる活動の本拠とする団体であること
- (2) 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みであること
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること
- (4) 会計経理が明確であること
- (5) 政治活動、または、宗教活動を目的としないこと
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にないこと
- (7) 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とした団体でないこと
- (8) 団体の全役員は、成年被後見人または被保佐人並びに破産者で復権を得ない者のいずれかにも該当しない者であること

○補助対象事業

次に掲げる事項を全て満たし、奈良市の文化振興に寄与する、奈良市長が認める事業とします。

- (1) 事業の実施により文化が振興されるだけでなく、実施の結果、奈良市に何らかの有益な成果をもたらす事業
例えば、奈良市の名誉を高からしめる、文化に取り組む市民が著しく増大する、子どもたちの芸術の学習に寄与する、障がい者の社会参画に寄与する など
単なるコンサートや展覧会の開催は補助対象とはなりません。
- (2) 奈良市内で実施する事業であること
- (3) 会員のみを対象とした事業でないこと
- (4) 既存事業の場合、新たな要素が追加された事業であること
- (5) 特定の個人、または、団体の親睦を目指す事業でないこと

- (6) 単なる文化教室等の発表会や講演会等でないこと
- (7) 不特定多数の集客、参加が見込まれること
- (8) 営利を目的とするものでないこと
- (9) 寄附を目的とするものでないこと
- (10) 当該補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること
- (11) 当該事業に対し、奈良市から他の補助金等の交付を受けていないこと

【事業実施例】

- 活動成果の発表事業…日頃の文化活動の成果を広く市民に公開、発表するもの。
音楽会、演劇・舞踊の公演、美術展、自主映画会、民謡、民踊、生活文化展（華道、書道展など）ほか。
- 芸術家や芸術団体を招いて鑑賞する事業…
自分達の活動発表でなく、他の芸術家の演奏会、展覧会をプロデュースして開催するもの。
- 文化講演会、セミナー等…
文化講演会、講座、セミナー、シンポジウム、フォーラム、ワークショップなどの啓発普及事業。

などで、上記事業の実施の結果、奈良市に何らかの有益な成果をもたらす事業

※対象とならない事業例

- ・国又は地方公共団体が主催する事業
- ・地域住民の懇親を目的とした定例の祭りや事業
- ・政治、宗教などに関する保険

○補助対象期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

（注意）交付決定は平成30年4月上旬を予定しており、採択できない場合もありますので補助金交付を前提とした事業着手は行わないでください。

○補助対象経費

項目	細目	内容（例）
会場・舞台・設営費	会場費	会場使用料、設備使用料
	舞台費	大・小道具費、衣装費、舞台美術費、音響・照明費、器材借料
	設営費	会場設営費、会場撤去費
	運搬費	道具・楽器・展示作品の運搬費

出演・音楽・ 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・司会者等の出演料
	音楽費	作曲・編曲料、作詞料、楽器・楽譜賃借料、写譜料、調律料
	文芸費	演出料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、プラン料、翻訳料、著作権料、鑑定料
謝金・旅費・ 宣伝費等	謝金	編集謝金、原稿謝金、通訳料、会場整理謝金、駐車場整理謝金、医師・看護師謝金
	旅費	講師・出演者等の交通費及び宿泊費、出演交渉旅費、調査旅費
	通信費	チラシ・ポスター・案内状等の郵送費
	宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、TV、駅貼り等）、立看板費
	印刷費	プログラム・台本・チラシ・ポスター・入場券・案内状・作品集・図録等の印刷
	記録費	録画費、録音費、写真費
	その他	展示品等借上料、事業に関する各種保険 特に必要と認める経費

※補助対象外経費

- ・申請団体構成員以外が支出した経費
- ・申請団体の構成員に対する謝金、日当
- ・団体の通常の会議、打合せ、練習等に係る経費
- ・事業が終了しても団体に残る備品等（単価3万円を超える物品）の購入費
- ・航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等）
- ・賞金、賞品等にかかる経費
- ・団体運営費及び事務所維持費
- ・レセプション費用、飲食関係費用（ゲスト等のものも含める）、来場者の記念品
- ・その他、補助対象として適当でないと市長が判断したもの

○補助金額

補助金額・・・補助対象経費の総額の3割以内で、万円単位で交付します（千円以下は切り捨て）。

ただし50万円を上限とします。

特別な事情のある場合、補助金交付決定額の半額を限度として、前払いも可能ですが、

補助事業の実績報告の内容によっては、補助金の返還を求めます。なお、返還命令に応じない場合は補助の決定を取り消し、以後関係者が所属する団体の後援名義の使用承認申請等一切の申請を受け付けることができなくなります。

【応募手続き】

○応募書類

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、必ず控えをとっておいてください。

提出後の差し替えはできませんので、再度のチェックをお願いします。

- ①奈良市文化振興補助金審査申込書（様式 A）
- ②申込事業にかかる事業計画書（様式 B）
- ③申込事業にかかる収支予算書（様式 C）
- ④申込事業にかかる前回の収支決算書（様式 D）※平成28年度もしくは29年度のもの
- ⑤団体調書（様式 E）
- ⑥事業の実施体制（様式 F）
- ⑦団体目的等についての誓約書（様式 G）
- ⑧団体の規約・定款等の写し
- ⑨団体役員等の名簿
- ⑩申込団体の平成29年度収支予算書（様式自由）
※ 団体での予算の配分などを確認させていただきます。
- ⑪申込団体の平成28年度収支決算書（様式自由）
※ 団体で会計処理が適切に行われているかどうかを確認させていただきます。
- ⑫その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

○応募期間

平成29年7月3日（月）から7月31日（月）まで（但し土・日曜・休日を除きます）

各日とも午前9時～午後5時

なお、申請されても、予算の議決内容によっては、補助金を交付できない場合があります。

○提出方法

奈良市文化振興課へご持参ください。内容についてお伺いします。なお、申請書類は返却しません。（郵送・FAX・メールでの提出は不可。）

○提出部数

上記応募書類（①～⑫）を、それぞれ正本1部及び副本7部の合計8部を提出してくだ

さい。

○提出先及び問い合わせ先

奈良市市民活動部文化振興課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

T E L 0742-34-4942 F A X 0742-34-4728

U R L <http://www3.ocn.ne.jp/~bunka/>

E メール bunkashinko@city.nara.lg.jp

【審査方法】

応募のあった補助対象事業について、一次審査および二次審査を行い、採択事業を決定します。

○一次審査

提出書類に基づき書類審査を実施します。

○二次審査

一次審査を通過した申請団体による、一般公開のプレゼンテーションを行い、奈良市文化振興補助金審査委員会による審査を実施し採択団体を選定します。

プレゼンテーションに参加しない団体の事業は理由に関わらず不採択とします。

プレゼンテーション実施日は、平成29年8月23日（火）を予定しています。詳細については、別途通知します。

審査会において、プレゼンテーションの結果及び事業内容等を考慮しながら、総合審査のうえ採択・不採択を決定します。なお、採択にあたっては第一次審査の内容を参考にすることがあります。

○審査委員会の構成

- (1) 有識者2名
- (2) 奈良市文化振興計画推進委員会委員3名

○審査基準

一次及び二次審査の審査基準は以下のとおりとします。

(1) 一次審査基準

- ・申請団体が「補助対象者団体」の要件を全て満たしていること
- ・申請事業が「補助対象事業」の要件を全て満たしていること
- ・事業の実施により文化が振興されるだけでなく、実施の結果、奈良市に何らかの有益

な成果をもたらす事業であること

- ・単なる構想でなく、実現可能な内容となっていること

(2) 二次審査基準

- ・別紙 奈良市文化振興補助金二次審査基準をご覧ください。

【補助金の交付決定及び事業実績報告】

○補助金の交付決定

採択された事業については、以下の書類を平成30年4月下旬までに提出してください。

なお、採択にあたっては条件をつけることがあります。

①補助金等交付申請書 (別記第1号様式)

②補助金等交付請求書 (別記第6号様式)

● 団体及びその代表者の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の直近の証明書

● 相手方登録申請書 (銀行振込の口座が必要となりますので、団体の通帳が必要となります。)

● 補助金の概算 (又は前金) 払理由書 (様式H) (補助事業の完了前に補助金の交付が必要な場合)

○事業実績報告

補助金交付事業が終了したときは、事業完了日から30日以内に以下の書類を提出してください。この際、領収書 (写) 等の支出証拠書類や帳簿についても提出していただきますので、会計経理についても適正に行ってください。

(注意) 領収書不備の場合は補助対象外として取り扱います。領収書の取扱いについては、別紙「領収書の取扱いについて」を参考にしてください。

①補助事業等実績報告書 (別記第4号様式)

②事業実績内訳 (様式I)

③収支決算書 (様式J)

④対象経費の明細書 (様式K) 及び領収書等の支出証拠書類

⑤アンケート調査の結果 (公演やシンポジウム等参加者のいる事業を行った場合のみ提出)

⑥その他参考資料 (チラシ、パンフレット、記録写真等)

○補助金の交付

上記の事業実績報告が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

通知を受けた補助事業者は、補助金等交付請求書（別記第6号様式）を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

なお、奈良市長が必要と認めた場合は、概算払い（補助金交付決定額の1／2を限度とした前払い）を受けることができます。概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、補助金の概算払い理由書（様式H）を提出してください。

【事業スケジュール（予定）】日程については、決定次第ホームページ等でご案内します。

事項	日程
応募期間	平成29年7月3日（月）～7月31日（月）
事前相談会の開催 ※要事前予約	平成29年7月20日（木）・21日（金）
一次審査	平成29年8月中旬
プレゼンテーションの開催 二次審査	平成29年8月23日（火）
採択案件の内定 補助金交付申請	平成29年9月上旬
補助金交付決定	平成30年4月上旬
補助事業の実施	平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（土）
事業実施報告	事業完了日から30日以内または平成31年4月10日（水）のいずれか早い方
補助金の額確定、交付	報告書の審査後、速やかに

【注意事項】

○補助事業の変更・中止、補助金の取り消し

- （1）申請した内容に変更がある場合は、「補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書」（第3号様式）を提出していただきます。

なお、中止、事業規模の縮小などを行った場合は、補助金の返還を求める場合があります。

- （2）虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します。
- （3）補助金を当該事業以外の用途に使用した時は、補助金の交付を取り消します。
- （4）補助金交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反した時は、補助金の交付を取り消します。

○事業に関する各種保険について

事業実施にあたっては、十分な安全を確保して行ってください。なお、万が一に備え

て各種保険などに加入してください。保険の費用は、補助対象経費となります。

○関係書類の整備・保存

補助を受けた事業にかかる経費の収支を記載した帳簿や通帳、領収書などの証拠書類を整理し、かつ、補助金交付事業等の完了した日が属する年度終了後5年間（平成36年3月31日まで）保存してください。

【その他】

○応募要項及び応募書類の様式の配布

応募要項及び応募書類の様式は、奈良市文化振興課のホームページから入手してください。

○応募などに要する費用

応募に要する費用（プレゼンテーション時の準備・発表等に要する経費も含みます。）及び事業実施後の報告にかかる費用は、全て応募者の負担になります。

○情報公開

- ・応募された事業名、事業内容、団体名および代表者名は公表します。
- ・第二次審査のプレゼンテーションは公開で行います。
- ・第一次、第二次審査の概要は公表します。
- ・事業実績報告の概要についても公表します。

○「奈良市文化振興補助事業」の名称の明記

採択された事業に関するポスター・チラシ・プログラム、その他広告・資料などを作成する時は、「奈良市文化振興補助事業」と必ず表示してください。

○アンケートの実施

採択された事業において、公演やシンポジウム等参加者のいる事業を行う場合には、事業評価の一環として、その参加者に対しアンケートを行ってください。

○事前相談会の開催

希望者を対象に、事前に募集内容の相談（1団体20分程度）を受け付けます。※予約制
日時：平成29年7月20日（木）10：00～17：00

7月21日（金）10：00～17：00

場所：奈良市文化振興課

予約方法：下記まで、お電話にてご予約ください。

予約期間：7月14日（金）から7月19日（水）まで

（土・日・祝を除く各日9：00から17：00までにご予約ください。）

予約・問い合わせ先：奈良市市民活動部文化振興課

電話：0742-34-4942 担当： 、

※当日はできるだけ効果的な相談を行うため、ある程度の内容を記載した応募書類をお持ちください。